

薬食発0815第1号
平成26年8月15日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第100号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる21物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定した。

- ① N -(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③ 1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ④ 4-(3,4-ジクロロフェニル)-7-メトキシ-2-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロイソキノリン及びその塩類
- ⑤ 1-(1,2-ジフェニルエチル)ピペリジン及びその塩類
- ⑥ 1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑦ ナフタレン-1-イル=1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ⑧ ナフタレン-1-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ⑨ ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-イル)メタノン及びその塩類
- ⑩ N -(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル- N -(1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボニル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ⑪ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- ⑫ [1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロプロピル)メタノン及びその塩類
- ⑬ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑭ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-2-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑮ 1-(ベンゾフラン-2-イル)- N -メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑯ 1-(ベンゾフラン-5-イル)- N -メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑰ [1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ⑱ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
- ⑲ 1-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
- ⑳ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- ㉑ (2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドー

ルー3-イル]メタノン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めた。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらを含有する物	1 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 2 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
1-(1, 2-ジフェニルエチル)ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成26年8月15日）から起算して10日を経過した日（平成26年8月25日）から施行する。

第一条中第九十三号を第二百十号とし、第八十六号から第九十二号までを十七号ずつ繰り下げ、第五十五号を第九十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

百一 「—(ベンゾフラン—二—イル) —N—メチルプロパン—二—アミン及びその塩類
百二 「—(—メチルアゼバン—三—イル) —H—インダール—三—イル」(ナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十八号とし、第八十三号を第九十七号とし、第八十二号を第九十六号とし、第八十一号を第九十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十五 「—(五—フルオロベンズル) —H—ベンゾ「d」イミダゾール—一—イル」(ナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

第一条中第八十号を第九十三号とし、第七十九号を第九十二号とし、第七十八号を第八十九号とし、九十九 「—(四—フルオロベンズル) —H—インダール—三—イル」(ナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

九十一 「—(五—フルオロベンズル) —H—インダゾール—三—イル」(ナフタレン—一—イル) メタノン及びその塩類

九十二 「—(カルボキサミド) —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
第一条中第七十七号を第八十八号とし、第七十一号から第七十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六十七号を第八十号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十一 「—(ビロリジン—一—イル) ヘキサン—一—オン及びその塩類
第一条中第六十九号を第七十九号とし、第六十五号から第六十八号までを十号ずつ繰り下げ、第六十四号を第七十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十四 N—(ナフタレン—一—イル) —H—ベンズル—N—(—ベンズル) —H—インダール—三—カルボニル) —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
第一条中第六十三号を第七十二号とし、第六十二号を第七十一号とし、第六十一号を第七十号とし、第六十号を第六十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十九 ナフタレン—一—イル (—ベンズル—H—インダゾール—三—イル) メタノン及びその塩類
第一条中第五十九号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十 ナフタレン—一—イル (—ベンズル—H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類
六十七 ナフタレン—一—イル (—ベンズル—H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類
第一条中第五十八号を第六十四号とし、第五十二号から第五十七号までを八号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十七 一—(三—四—ジメトキシフェニル) —H—エチルアミノ) ベンタノン—一—オン及びその塩類
第一条中第五十号を第五十五号とし、第四十七号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十号を第五十号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十一 一—(一—ジフェニルエチル) ピベリジン及びその塩類
四十九 四—(三—四—ジクロロフェニル) —H—メトキシ—二—メチル—一—二—三—四—テトラヒドロイソキノリン及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十七号とし、第三十七号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十九 一—(四—クロロフェニル) プロパン—一—アミン及びその塩類
第一条中第三十五号を第三十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 キノリン—八—イル 一—(五—フルオロベンズル) —H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 N—(—アミノ—三—メチル—一—オキソブタン—二—イル) —H—(五—フルオロベンズル) —H—インダール—三—カルボキサミド及びその塩類
第一条中第五号の表「—アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一—(四—クロロフェニル) プロパン—一—アミン、その塩類及びこれらを含有する物
二—(一—ジフェニルエチル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

二—(一—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一—元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二—学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

告示

○ 法務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四十四条第二項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号(社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十五日

金融庁長官 細溝 清史

法務大臣 谷垣 裕一

財務大臣 麻生 太郎

百七十
オランダ王国 アムステルダム市 スピスラット

二百二十五
オランダ王国 アムステルダム市 ニーヴェゼイス フォ

ラヒドロイソキノリン及びその塩類